

[平成13年 第3回定例会]-[06月26日-06号]-P. 329

◆6番(青山圭一) それでは、通告をいたしておりました5点について質問をする予定でしたが、1番のマンション建設の許可等については、事前の協議で一定の理解をいたしましたので質問はいたしません。また、5番目の稲田公園の駐車場対策等についてですけれども、午前中の議論で一定の理解をいたしましたので、こちらについては要望をさせていただきます。それでは、2番のコミュニティーバスの運行等についてはまちづくり局長に、3番の本市下水道事業の財務事務及び経営管理等については建設局長に、それから4番の本市の医療事故防止対策については健康福祉局長に、それぞれお伺いいたします。

まず初めに要望でございますけれども、稲田公園の駐車場対策です。稲田公園には夏のプール開催時のみ、多目的広場を駐車場として開放しております。しかし、それ以外の時期については駐車場は開放されておられません。土曜日、日曜日等は周辺道路に駐車する公園利用者等があり、近隣住民の方々からも非常に苦情が出ております。また、近くには野球で利用するグラウンドがありまして、こちらを利用するの方々からも駐車場設置についての要望が以前からしばしば出ておりました。駐車場整備に向けての取り組みをぜひよろしくをお願いをしたいと思います。こちらは要望させていただきます。

それでは、コミュニティーバスの運行等について、まちづくり局長にお伺いいたします。本市において、これまでコミュニティーバス導入についての議論が庁内における検討委員会の中でされておりますが、現在までの取り組み状況、今後の取り組み及び乗合バス需給調整規制廃止について伺います。また、山坂の多い北部地区、とりわけ多摩区についてミニバスを導入することについての可能性と課題についても伺います。

○副議長(菅原敬子) まちづくり局長。

◎まちづくり局長(福地由矩) コミュニティーバス等についてのご質問でございますが、まずバス交通に関する庁内検討会の取り組み状況と今後の取り組みについてでございます。市内のバス交通サービスの現状と課題を各区ごとに整理するため、昨年8月に検討会を設置いたし、各区ごとに交通空白不便地域の考え方をまとめ、市政モニターの方々の協力を得てアンケート調査を実施いたしまして、バスに関するさまざまな要望やご意見をいただきました。今年度は昨年度の調査結果をもとに、各区の地形などの地域特性に応じた交通空白不便地域を精査するとともに、コミュニティーバスなども含め、バス交通のあり方について引き続き調査検討をしております。なお、平成14年2月に施行されます乗合バスの需給調整規制廃止に伴い、民営バス事業者への意向ヒアリングをしたところ、当分の間、廃止を予定している路線はないと聞いております。

次に、ミニバス導入についてでございますが、多摩区を含めました北部地区は山坂が多いことから、幅員の狭い道路や急勾配の坂道など道路形態の問題や、事業採算性などさまざまな課題がございますので、バス交通に関する庁内検討会の中で、引き続き調査検討をしております。以上でございます。

○副議長(菅原敬子) 青山議員。

◆6番(青山圭一) ご答弁ありがとうございました。これからますます高齢化が進む中で、低料金で、また手軽に利用できるミニバスのニーズは高まってくるかと思えます。大型バスが入れない地域をカバーし、人々が気軽に移動する手段の一つとして取り入れるべきであると思えます。道路形態や事業採算性の課題などがありますけれども、ぜひミニバス導入に向けての積極的な取り組みを今後もよろしくお願ひしたいと思えます。この件については結構です。

続きまして、建設局長に、本市下水道事業の財務事務及び経営管理について伺います。本市の下水道事業の財務状況は大変厳しい状況であり、平成11年度に至るまでの過去5年間、一般会計からの繰入金で何とか損益をゼロとしており、実質的に赤字となっているのが現状であります。本市の財政状況が厳しい中で、一般会計から下水道事業会計への繰出金は平成11年度には275億円に達し、その内訳は一般会計負担152億円、一般会計補助金123億円であり、本市財政を大きく圧迫している要因となっております。また、下水道事業のため、その主要な資金調達を企業債に依存しており、平成11年度末における下水道事業の企業債残高は4,754億円にも達し、同年度における本市全体の負債残高1兆3,704億円の34.7%を占めるに至っております。企業債の償還については、今後ピークを迎えることとなり、さらなる合理化、効率化が求められております。このような状況下で、今後どのような取り組みをしていくのか、建設局長に伺います。

○副議長(菅原敬子) 建設局長。

◎建設局長(鳥海勝男) 下水道事業の財務事務及び経営管理についてのご質問でございますが、下水道は快適な市民生活や産業活動を支える重要な都市の基盤施設でございます。また、地球環境に優しい循環型社会の構築や、水と緑の快適環境の創造に向け、積極的な役割を果たすためにも、今後も整備を進めるとともに、市民の大切な財産である下水道施設を適正に維持管理していく必要がございます。しかしながら、下水道事業につきましても、これまでさまざまな経営改善に努めてまいりましたが、依然として厳しい経営状況が続いております。したがって、今後の取り組みといたしましては、下水道サービスの向上と継続性を確保し、経費の節減、資源、施設の有効利用、計画的な改築更新などを着実に実施するとともに、さらなる経営努力を重ねまして、下水道事業の健全な財政基盤を確立してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長(菅原敬子) 青山議員。

◆6番(青山圭一) 答弁では、経費の削減等を通じ、さらなる経営努力を重ねることですが、その具体的な取り組みとして、本年1月末に、下水道事業についての包括外部監査が行われた際に指摘された事項についての対応をまずすべきと思えます。そこで、包括外部監査において指摘されたもののうち、2点につき、現在までの取り組みと今後の対応について伺います。

1点目は、下水道事業における土地の有効活用についてであります。内容は次のとおり

です。本市の下水道事業においては、普通財産に区分されている土地が帳簿価格で約2億円存在する。今後の土地利用計画は未定とのことである。下水道事業は一般会計から多額の補助金を受けており、下水道事業で利用する見込みがない資産を所有しておく合理的な理由がない。補助金の一部を土地の取得代金に充当し、一般会計に土地を管理がえした上で、下水道事業のみだけでなく、川崎市として一元管理し、土地の利用方法を検討し、もし本市に利用する予定がないのであれば外部へ売却を検討すべきである、こうした指摘がありました。これについて伺います。2点目は、下水道事業における未収金の管理状況についても指摘をされておりますけれども、この点についてもお聞かせいただければと思います。以上です。

○副議長（菅原敬子） 建設局長。

◎建設局長（鳥海勝男） 下水道事業の財務事務及び経営管理についてのご質問でございます。初めに、普通財産に区分されている土地の有効利用についてでございますが、包括外部監査の指摘でございます土地の現状につきましては、一部は公園、緑地及び有償貸付地などとなっております。一般会計への管理がえにつきましては、原則として有償の取り扱いとなっておりますので、その手続を行うためには、予算措置などの問題や、今後の一般会計における土地の利用計画などもありますので、関係局と協議を行っているところでございまして、できるだけ早期に方向性を出したいと考えております。

次に、未収金の管理状況についてでございますが、下水道使用料の徴収及び収納業務の大部分は、合理的、能率的な観点から水道局に委任し、約99.9%の高い収納率を達成しております。しかしながら、今回の外部監査で指摘のありました未収金のより一層の適切な管理につきましては、関係局と協議しながら、個人別徴収簿などの会計帳簿の整備を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆6番（青山圭一） 答弁ありがとうございました。土地の有効活用について、早期に取り組みされるということでございますので、こちらについては取り組みの方をよろしく願いたいと思います。1月に監査がされたということで、聞くところによりますと、おおむね1年以内ということですので、そんなに時間はないかと思えます。適切な対応をぜひ関係局と協議をしながら、やっていただきたいと思います。また、未収金の回収については非常に高い回収率だと思います。これを維持するとともに、さらなる効率化、合理化に向けての取り組みをぜひ要望いたします。

また、何点か指摘をされておりましたけれども、さまざまの調査をさせていただく中で、適切な指摘とそうではない指摘もあったようにも思われますので、指摘された点については、しっかりと改善をし、誤解を生まないような形で取り組みをしていただきたいと思います。これは以上です。

それでは3点目ですけれども、本市の医療事故防止対策等について、健康福祉局長に伺います。最近、全国各地で医療事故が増加し、その対応が問われております。そこで、初

めに、本市における昨年度の医療事故の件数について伺います。次に、医療事故の増加に伴い、国においても種々の対策が検討されているようでありますが、医療事故防止対策の基本的な考え方について伺います。また、本市の市立病院においては、医療事故防止に積極的に取り組み、医療事故防止マニュアルを作成したと聞いておりますけれども、その内容及び特徴、現在までのマニュアルの運用状況についても伺います。

○副議長（菅原敬子） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（柏木靖男） 医療事故防止対策等についてのご質問でございます。初めに、医療事故の件数についてでございますが、市立病院の昨年度の損害賠償請求等にかかわる件数は、解決した1件を含めて5件となっております。

次に、医療事故防止対策の基本的な考え方についてでございますが、医療事故防止対策につきましても、平成11年1月に他都市で起きました患者誤認事故を教訓としてまとめられた旧厚生省の、患者誤認事故防止方策に関する検討会報告書の内容を基本としております。医療にエラーはあってはならないとの従来の認識に対し、人間は多少ともエラーを犯すものであることを前提に、発生頻度の減少策や、事故に結びつかないようにするため、個人及びシステムによる分析やチェック機能を組織ぐるみで強化するという、リスクマネジメントの考え方の積極的な導入が提唱されております。

次に、市立病院の医療事故防止マニュアルについてでございます。初めに、内容でございますが、川崎病院及び井田病院におきます医療事故の発生時の対応と事故の防止につきましても、統一的な取り扱い方法を明記したものでございます。このマニュアルは病院の全職員が遵守することにより、適切かつ安全な医療の提供を進め、市民が安心して治療を受けられる病院づくりを推進するために作成したものでございます。

次に、特徴といたしましては、川崎病院は医療事故発生時の初期対応を細かく規定してございまして、そのほか救急指定病院としての当直診療マニュアルなども盛り込んでおります。井田病院におきましては、医療事故防止のための基本原則及び指針などを盛り込んでおります。また、両病院とも医療現場における「ヒヤリ・ハット」とした事例の積極的な分析と予防策の提言を行うために、リスクマネジャーで構成するリスクマネジメント部会の設置を規定しております。次に、現在の運用状況でございますが、リスクマネジメント部会を4月に設置し、定期的を開催しておりますが、現在までのところ、「ヒヤリ・ハット」事例を集積しているところでございます。今後はそれらの分析を行い、医療事故防止対策の強化充実を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆6番（青山圭一） 答弁をありがとうございました。川崎病院、井田病院ともリスクマネジャーで構成するリスクマネジメント部会を4月に設置し、定期的を開催しているとのことでございます。医療事故を防止するためには、医療行為に携わるそれぞれの医療従事者の努力が重要であることは言うまでもありません。高度に細分化、そして複雑化する医療環境の中では、医療従事者個人の努力に依存した事故防止のみでは対応に限界があり、組

織的な事故防止対策、いわゆるリスクマネジメントの考えを取り入れることが必要となります。リスクマネジメントは、もともと産業界で用いられた経営管理手法であり、事故発生を未然に防止することや、発生した事故を速やかに処理することにより、組織の損害を最小限に食いとめることを目的としております。1970年代半ばに米国で医療分野にも導入され、その後、欧州にも広がったようであります。日本においては平成10年に社団法人日本医師会医療安全対策委員会により取りまとめられた「医療におけるリスクマネジメントについて」の中で、リスクマネジメントの考えが紹介されたそうであります。本市においても、こうしたリスクマネジメントの取り組みについて、積極的に取り組んでいるということについては評価をしたいと思います。

さて、リスクマネジメントの考え方の中には、人間は多少ともエラーを犯すものであるとの前提があります。人間にはミスはつきものですが、医師等の医療ミスは時に取り返しのつかないことになる場合があります。そのような場合には、それ相応の処分があつてしかなるべきだというふうに思いますが、そこで、医療事故が発生した場合の医師等の処分について伺います。また、医療事故の防止策の一つとして、徹底した情報開示が必要と考えます。患者本人へのカルテ開示についてはどのような対応となっているのか伺います。また、北部医療施設整備後の医療事故防止対策及びカルテ開示についてもあわせて伺います。以上です。

○副議長（菅原敬子） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（柏木靖男） 医療事故等についてのご質問でございますが、初めに、医療事故における医師等の処分につきましては、刑事事件となった場合などには医師等の処分があり得るものと考えております。次に、患者さんご本人へのカルテ開示につきましては、川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例に基づきまして、原則的には開示することとしております。また、患者さんへの十分な説明と同意、いわゆるインフォームドコンセントなどにも配慮してまいりたいと存じます。

次に、北部医療施設整備後の医療事故防止対策及びカルテ開示についてでございます。北部医療施設は、管理運営委託方式により平成17年度の開設を目指しているところでございますが、市立病院として開設いたしますので、他の市立病院と同様の考え方で医療事故防止対策に努めてまいりたいと存じます。また、カルテ開示につきましても、市立病院として、川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例に基づき、カルテ開示を実施できますように、委託先と調整を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆6番（青山圭一） ありがとうございます。患者本人へのカルテ開示や、患者への十分な説明と同意にも配慮していくとのことですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。また、北部医療施設整備後の医療事故防止対策についても、他の市立病院と同様の考え方で取り組んでいくとのことですので、こちらについてもぜひ対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ある事故の研究によりますと、1件の重大事故の背景には、29の同種の軽微な事故、さらに300件の同種のヒヤリとした経験が存在するそうであります。重大事故に発展するか、あるいはヒヤリとしたことにとどまるかは、単に防御機能が働いていたか否かの差であって、その根本的な原因については共通する部分が多いと言われております。1件の重大事故を防ぐためには、軽微な事故やヒヤリとした経験の分析から、システムの問題を発見し、予防的な対応を組織的に行うリスクマネジメントの取り組みが求められています。本市においては、こうしたリスクマネジメントの考え方を取り入れたマニュアルを活用し、リスクマネジメントの部会についても定期的を開催するなど、医療事故対策に向けた積極的な取り組みがうかがえます。医療事故防止に向けての本市の取り組みについて、今後も注視してまいりまして、また、機会があるごとにさまざまご意見等をいただきながら質疑をしていきたいと思っておりますけれども、本日はこの辺で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。